

掛川市告示第120号

掛川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成18年掛川市告示第76号）の一部を次のように改正する。

平成24年12月27日

掛川市長 松 井 三 郎

附則第3項の表備考を次のように改める。

備考

- 1 市民税の所得割及び所得割課税額を計算する場合において、扶養控除の計算をするときは、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項第11号の規定を適用するものとする。
- 2 市民税の所得割課税額の計算においては、地方税法附則第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。

別表備考を次のように改める。

備考

- 1 市民税の所得割及び所得割課税額を計算する場合において、扶養控除の計算をするときは、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項第11号の規定を適用するものとする。
- 2 市民税の所得割課税額の計算においては、地方税法附則第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。